

(様式例)

求人者・求職者のみなさまへ

<取扱職種の範囲等の明示>

事業所名：株式会社山口労働 需給事業所

許可番号：35-ユ-000000

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

- ・当事業所の取扱職種の範囲は、全職種です。
- ・当事業所の取扱地域は、国内です。

有料職業紹介事業許可証に記載されている「取扱職種の範囲等」の内容を転記してください。

手数料に関する事項

【求職者から徴収する手数料】

- ・手数料は一切申し受けません。

【求人者から徴収する手数料】

- ・求人受理の際、事務費用として、1件につき1,000円申し受けます。
- ・就職が決定しましたら、紹介手数料として、別紙の手数料表により申し受けます。

受付手数料、上限制手数料、届出制手数料のうち、事務所内に掲示している手数料表の内容（詳細）を記載してください。
「別紙のとおり」とする場合は別紙を添付してください。

求人者の情報及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、〇〇課及び△△課の職員です。
- ・求人者情報及び個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者の◇◇◇◇です。
- ・求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。
- ・**収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。**
- ・取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正します。

求職者の個人情報を収集する際には、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。
(令和4年10月1日改正職業安定法施行)

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の◇◇◇◇です。
- ・苦情の申し出があった場合は、求人者等関係者及び関係行政機関等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

入社後1か月以内に離職した場合 手数料の50%

入社後3か月以内に離職した場合 手数料の30%

返戻金制度を設けることが望ましいですが、設けていない場合にはその旨を記載してください。
「別紙のとおり」とする場合は別紙を添付してください。